

令和5年第1回定例会

福山地区消防組合議会会議録

2023年（令和5年）3月20日

福山地区消防組合議会

令和5年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録目次

2023年（令和5年）3月20日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	3
消防業務報告	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議席の指定並びに変更	6
管理者挨拶	7
議第1号 令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算	8
議第2号 令和5年度福山地区消防組合一般会計予算	10
議第3号 福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について	14
議第4号 福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について	15
議第5号 福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	16
議第6号 福山地区消防組合職員定数条例の一部改正について	18
議第7号 行政不服審査会に関する事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	19
議第8号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について	20
発第1号 福山地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	21
閉会	23

令和5年第1回福山地区消防組合議会定例会会議録

2023年（令和5年）3月20日（月曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

- 2023年（令和5年）3月20日 午前10時開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議席の指定並びに変更
- 第 4 議第1号 令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算
- 第 5 議第2号 令和5年度福山地区消防組合一般会計予算
- 第 6 議第3号 福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議第4号 福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- 第 8 議第5号 福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 9 議第6号 福山地区消防組合職員定数条例の一部改正について
- 第10 議第7号 行政不服審査会に関する事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
- 第11 議第8号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について
- 第12 発第1号 福山地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

1番 浜 本 将 矢

2番 木 村 素 子

3番	皿谷久美子	4番	小林聡勇
5番	福田勉	6番	安友正章
7番	喜田紘平	8番	宮本宏樹
9番	八杉光乗	10番	能宗正洋
11番	土井基司	12番	連石武則
13番	小川清治	14番	榊原則男
15番	岡崎正淳	16番	西本章
17番	熊谷寿人	18番	池上文夫
19番	稲葉誠一郎	20番	早川佳行

説明のため出席した者の職氏名

管理者	枝広直幹	副管理者	小川政彦
副管理者	小野申人	副管理者	入江嘉則
監査委員	林浩二	監査委員	橋本龍之
会計管理者	三谷正道	消防局長	濱田善章
総務部長	片岡伸夫	警防部長	下宮正靖
総務部総務課長	曾根康太	総務部総務課 企画管理担当課長	能島正和
総務部予防課長	下見育弘	警防部警防課長	木舎晴可
警防部 救急救助課長	濱田信孝	警防部指令課長	寺山文宏
南消防署長	青木浩司	北消防署長	吹抜芳昌
東消防署長	杉原誉輝	西消防署長	三好浩正
水上消防署長	江草利勝	芦品消防署長	村上典秀
深安消防署長	穂垣光浩	府中消防署長	高橋光男

事務局出席職員

事務局長	今川真一	事務局員	佐藤美穂
事務局員	吉岡佑之	書記	藤田省吾
書記	小川大輔		

午前10時00分開会

議長（熊谷寿人） おはようございます。

ただいまから令和5年第1回福山地区消防組合議会定例会を開会いたします。

議長（熊谷寿人） これより本日の会議を開きます。

議長（熊谷寿人） ただいまの出席議員20人であります。

議長（熊谷寿人） 日程に入るに先立ち、御報告をいたします。

府中市議会選出の加納孝彦議員は、12月20日付で辞職されました。

次に、福山市議会選出の石田実議員の御逝去に伴い、組合議会の議員に欠員が生じ、また高木武志議員から辞職願が提出され、2月1日付で辞職の許可をいたしました。

これに伴い、組合議会の議員に府中市議会議長から12月20日付で安友正章議員を、福山市議会議長から3月9日付で浜本将矢議員、木村素子議員を選出した旨の通知がありました。

御当選になりました議員を御紹介申し上げます。

それでは、自己紹介をお願いいたします。

浜本将矢議員。

1番（浜本将矢） 浜本将矢でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷寿人） 木村素子議員。

2番（木村素子） 木村素子でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷寿人） 安友正章議員。

6番（安友正章） 安友正章です。よろしくをお願いいたします。

議長（熊谷寿人） 以上で御紹介を終わります。

このたび御当選になりました議員は、議席の指定をいたしますまで、ただいまの席に御着席をお願いいたします。

諸般の報告

議長（熊谷寿人） 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から2022年、令和4年10月分から12月分までの例月出納検査結果の報告並びに監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長(熊谷寿人) 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長(濱田善章) 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

初めに、主要事業についてであります。

今年度の主要事業の東消防署改修事業につきましては、前年度から3か年計画で実施しており、本年2月24日に庁舎の耐震等改修工事を終了しました。それにより、福山地区消防組合全消防署所の耐震化は完了いたしました。

次に、火災・救急業務の状況であります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。2022年、令和4年中の火災発生件数は、表の中段左端に掲げておりますように106件で、前年と比較し11件の増加となりました。火災による死者は、表の中ほどにありますように13人で、前年と比較し5人の増加となっております。損害額は、表の右端にありますように3億6,900万円余で、前年と比較して1億3,200万円余の増加となりました。

また、本年2月末までの火災発生件数は、その下段にありますとおり21件で、前年同期と同数となっております。火災による死者は発生しておりません。損害額は、表の右端にありますように2,400万円余で、前年同期と比較して6,900万円余の減少となっております。

3月1日から7日までの間、春の火災予防運動を実施し、減らそう林野火災をテーマに公式YouTubeへ啓発動画を掲載いたしました。また、新たな取組として2023年、令和5年4月1日から、福山市公式LINEを活用して火災情報と火災への注意喚起メッ

ページを配信いたします。情報を住民の皆様積極的に配信することで、火災に対する意識が向上し、火災予防につながるものと考えております。今後も創意工夫し、火災の減少に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、3ページをお願いいたします。救急業務の状況であります。表の中段左端に掲出しておりますように、2022年、令和4年中の救急出場件数は、2万4,371件で、2万1,440人を搬送しております。前年と比較し、出場件数で2,970件、搬送人員では2,417人の増加となりました。また、本年2月末までの救急出場件数は、4,267件で、3,579人を搬送しております。前年同期と比較して、出場件数で486件、搬送人員で203人の増加となっております。

なお、本年における新型コロナウイルス感染症関連の活動といたしましては、2月末現在、陽性者275人を救急搬送しております。今後、新型コロナウイルスの感染症分類が2類から5類へ移行する予定となっておりますが、移行後も新型コロナウイルス及び感染が疑われる患者等の救急搬送が高い水準で推移するものと懸念しております。引き続き、状況に応じた感染防護措置を適切に行い、保健所、医師会等と連携を密にし、救急需要に的確に応えるよう取り組んでまいります。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、予防業務についてであります。

本年度2月末までの査察件数は、定期査察と特別査察を合わせて約1万1,000件実施しております。また、昨年度コロナ禍で実施できなかった定期査察を本年度特別査察として実施し、70施設全ての査察を終えております。

なお、違反のある防火対象物に対しては、継続的な是正指導を行い、利用者の安全確保を図っております。引き続き、定期査察100%実施を継続し、積極的な火災予防に取り組んでまいります。

次に、警防業務についてであります。

総務省消防庁より、今後緊急消防援助隊使用資機材として情報収集活動用ドローンの無償貸与が予定されています。運用開始に向け、研修への参加、運用マニュアルの作成に取り組んだところでございます。今後につきましては、操縦者の増員や機体を使用した訓練

等を重ね、ドローンを安全かつ効果的に運用できるよう技術の向上に努めてまいります。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げましたが、引き続き住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって、取り組んでまいる所存でございます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（熊谷寿人） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、福田勉議員及び連石武則議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（熊谷寿人） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議席の指定並びに変更

議長（熊谷寿人） 次に、日程第3 議席の指定並びに変更を行います。

今回新たに御当選されました浜本将矢議員の議席は1番に、木村素子議員の議席は2番に、安友正章議員の議席は6番にそれぞれ指定すること、並びに、これに関連し、1番、皿谷久美子議員は3番の議席に、2番、小林聡勇議員は4番の議席に、4番、福田勉議員は5番の議席に、5番、喜田紘平議員は7番の議席に、6番、宮本宏樹議員は8番の議席に、7番、八杉光乗議員は9番の議席に、8番、能宗正洋議員は10番の議席に、10番、土井基司議員は11番の議席に、11番、連石武則議員は12番の議席に、12番、小川清治議員は13番の議席に、13番、榊原則男議員は14番の議席に、14番、岡崎正淳議員は15番の議席に、15番、西本章議員は16番の議席に、16番、熊谷寿人は17番の議席に、17番、池上文夫議員は18番の議席にそれぞれ議席を変更いたしま

す。

この際、氏名標の変更のため、暫時休憩をいたします。このままでお待ちください。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

議長（熊谷寿人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝広直幹） 本日、3月定例組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております2023年度、令和5年度当初予算案をはじめ、諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と予算案の大要等について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

本消防組合の救急出場件数は、2020年はコロナ感染拡大による行動制限のため減少いたしました。2021年からは増加傾向に転じ、2022年はコロナ感染前の水準を上回る件数となりました。今後とも、この傾向が続くと考えております。

こうした中、昨年6月に篤志家から府中市に対し高規格救急自動車寄贈のお申し出がありました。今月30日に府中消防署で車両の受納式を行い、同署において運用していく予定であります。

予防業務については、コロナ禍で実施を控えていた高齢者世帯を対象とする住宅防火診断や防火指導を地域ごとに民生委員の理解を得ながら再開してまいります。新年度は、高齢者が火災に巻き込まれない安全・安心な環境づくりに取り組んでまいります。

次に、新年度予算案の大要について御説明申し上げます。

まず、車両整備については、高規格救急自動車2台、救助工作車1台、消防ポンプ自動車1台、現場指揮広報車1台、軽積載車2台の計7台の更新を行います。

また、東消防署の改修については、今年度庁舎の耐震等改修工事が完了し、新年度には敷地造成や擁壁改修等の工事を行います。

この結果、本消防組合の当初予算規模は、64億4,555万円となり、今年度当初予算と比べて1億3,072万7,000円、率にして2.0%の減となりました。

予算以外の議案としては、福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

の一部改正についてなど6件を提出しています。

定期監査における監査委員からの指摘要望事項については、その対応策を講じ、適正な事務事業の執行に努めてまいります。

今後とも、消防使命達成のため、消防局長を中心とし職員一丸となり、消防業務に鋭意取り組んでまいります。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます、御挨拶といたします。

日程第4 議第1号 令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算

議長（熊谷寿人） 次に、日程第4 議第1号令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第1号令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,747万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,732万8,000円といたすものであります。

2ページ、3ページには、歳入歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額を掲げております。

4ページ、5ページをお願いいたします。初めに、第2表繰越明許費につきましては、救助工作車更新に係る消防自動車等整備事業など合計3件で、2億2,295万7,000円を翌年度支出のため繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為につきましては、G7広島サミット消防・救急体制整備事業に係る債務負担行為の限度額を1,850万円と定めるものです。これは、消防警戒態勢、資機材整備に係るものでございます。

次に、第4表地方債補正につきましては、消防施設整備事業に係りますものを補正前の起債限度額5億7,420万円から1億2,800万円を減額し、補正後の4億4,620万円に変更いたすものであります。

6ページから8ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

9ページをお願いいたします。歳入、第1款分担金及び負担金の項・目、負担金の補正予算額747万7,000円の減額につきましては、退職者の増に伴います退職手当の増額分と事業費の精算等による増減額分を整理するものであります。各構成市町別内訳につきましては、10ページの節の欄に掲げているとおりであります。

第3款国庫支出金の項・目、国庫支出金、消防費国庫補助金の補正予算額1億800万円の増額につきましては、10ページの説明欄に掲げているとおり、東消防署に整備予定の高規格救急自動車、南消防署に整備予定の救助工作車、芦品消防署に整備いたしました水槽付消防ポンプ自動車、鞆出張所及び北消防署に整備いたしました消防ポンプ自動車の補助採択による増額分を整理するものであります。

11ページをお願いいたします。第8款組合債の項・目、消防債の補正予算額1億2,800万円の減額につきましては、12ページにお示ししておりますとおり、車両整備の国庫補助の採択によるものと事業費の精算に伴い、所要の措置をいたすものであります。

13ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費の項、常備消防費の補正予算額3,983万1,000円の増額に伴う各署所費別の内訳につきましては、14ページの節及び説明欄に掲げているとおりであります。この補正予算の内容でございますが、退職者の増に伴います職員給与費及び共済費と施設管理に係る増額分、その他事業費の精算に伴う減額分を整理するものであります。

続きまして、消防施設費の補正予算額2,000万円の減額に伴う内訳につきましては、東消防署改修事業に係る入札残等を整理するものであります。

15ページをお願いいたします。第4款公債費の項・目、利子の補正予算額230万円の減額につきましては、令和3年度組合債の発行に伴い利子償還金の整理をいたすものであります。

第5款予備費の項・目、予備費の補正予算額4,500万8,000円の減額につきましては、収支の調整でございます。

17ページから20ページにお示ししております給与費明細書につきましては、一般職の職員に係ります給与費の補正前と補正後の内容を対比したものであります。

21ページ、22ページには、G7広島サミット消防・救急体制整備事業に伴います債務負担行為に関する調書であります。

23ページ、24ページの地方債についての調書につきましては、消防施設費に係ります国庫補助採択と事業費の減に伴いまして、所要の措置を行うものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、補正予算議案説明資料にお示しいたしております。

以上で令和4年度福山地区消防組合一般会計補正予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第2号 令和5年度福山地区消防組合一般会計予算

議長（熊谷寿人） 次に、日程第5 議第2号令和5年度福山地区消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長（能島正和） 失礼いたします。議第2号令和5年度福山地区消防組合一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,555万円と定め、また消防施設整備に係ります地方債のほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるものであります。

2ページ、3ページは、歳入歳出予算につきまして、款・項の区分ごとに予算額を掲げたものであります。

4ページをお願いいたします。第2表地方債につきましては、消防施設整備事業に係ります限度額を2億2,460万円と定めるものであります。

それでは、予算の概要につきまして、令和5年度当初予算の概要によりまして御説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。1、当初予算款別比較表であります。先ほど申し上げましたように、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,555万円といたしております。前年度と比較いたしまして1億3,072万7,000円の減で、率にして2.0%の減となっております。

歳入、第1款分担金及び負担金は60億3,831万9,000円で、歳入全体に占める割合は93.7%で、前年度と比較し3.0%の増であります。主な要因といたしましては、消防施設費及び公債費などに係る負担金が増額したことによるものであります。

構成団体別分担金の状況につきましては、下段の表2、分担金の状況に掲げているとおりであります。

上段の表をお願いいたします。歳入、第2款使用料及び手数料の1,232万7,000円は、危険物や高圧ガス等の取扱許可手数料等であります。

第3款国庫支出金の1,481万8,000円は、南消防署瀬戸出張所に配備する高規格救急自動車の更新整備に係るものであります。

第4款県支出金の1,940万円は、G7広島サミット開催に関する消防・救急警戒態勢整備などに係るものであります。

第5款財産収入の1万7,000円は、消防施設等維持整備基金に係る運用益金を計上いたしております。

第6款繰入金の5,300万円は、消防施設等維持整備事業に係ります基金からの繰入金を計上いたしております。

第7款繰越金は、前年度と同様に1万円を計上いたしております。

第8款諸収入は、8,305万9,000円を計上いたしております。主なものといたしましては、職員の人事交流に係ります派遣職員給与費負担金であります。

第9款組合債は、2億2,460万円で、消防車両整備に係るものであります。

次に、歳出ですが、中段の表を御覧ください。

第1款議会費は312万6,000円であります。

第2款総務費は1,134万8,000円あります。

第3款消防費につきましては58億4,510万6,000円で、歳出全体に占める割合は90.7%であります。前年度と比較いたしまして2億3,856万5,000円の減で、主な要因といたしましては、消防施設費に係ります東消防署改修事業費及び常備用消防自動車等整備費の減であります。

第4款公債費につきましては5億7,597万円であります。前年度と比較いたしまして1億784万2,000円の増で、主な要因といたしましては、2021年度、令和3年度の消防通信指令管制システム整備等に係る元金償還が開始したことによるものであります。

第5款予備費につきましては1,000万円を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。3、構成団体別経費の分担割合であります。議会費及び総務費並びに各消防署、出張所費に係ります分担割合をお示ししたものであります。

次に、4、令和5年度主要事業についてであります。

まず、消防学校入校等職員研修事業であります。

職員の資質向上と能力の開発を図ることを目的として実施するもので、救急救命士の資格取得のための研修のほか、消防学校入校研修など、職務遂行能力の向上に努めるものであります。

次に、救急業務高度化推進事業であります。

救命率の向上を図るため、気管挿管及びビデオ喉頭鏡等の病院実習への派遣を予定いたしております。

次に、警防活動推進事業であります。

消防対応力の確立を基本方針に、活動用資機材の整備など、警防、救急、救助体制の強化を図るものであります。また、G7広島サミット開催に当たり、関連施設を対象とした消防警戒態勢整備などを行うことといたしております。

次に、予防活動推進事業であります。

予防査察を強化し、法令違反のある防火対象物に対し、継続的・段階的な改善指導を行い、事業所等への防火指導を実施します。あわせて、焼死火災撲滅に向け、住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発など、住民の防火安全対策を推進するものであります。

次に、応急手当普及活動事業であります。

地域住民を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生法と応急手当を行う普通救命講習会等を実施し、さらなる救命率の向上に努めてまいります。

次に、消防施設等維持整備事業であります。

消防施設等の中・長期的な視点に立って整備を行うことで、長寿命化による消防組合構成市町の負担軽減と必要な機能確保を図るもので、消防局屋上防水、北消防署駅前分署屋根外壁、給排水設備、空調設備改修、西消防署沼隈内海出張所及び西消防署今津出張所給排水設備、空調設備改修、水上消防署空調設備改修、府中消防署小塚出張所屋根外壁改修に係る経費を計上いたしております。

次に、消防施設整備事業であります。

車両整備につきましては、南消防署輛出張所及び南消防署瀬戸出張所に高規格救急自動車2台、北消防署駅前分署に救助工作車1台、消防局に現場指揮広報車1台、南消防署瀬戸出張所及び西消防署沼隈内海出張所に軽積載車2台、府中消防署に消防ポンプ自動車1台の合計7台の更新整備を計上いたしております。

東消防署改修事業につきましては、未耐震施設を耐震化し、災害時防災拠点としての機能を維持するために、2022年度、令和4年度は庁舎耐震等改修工事を行っており、2023年度、令和5年度は敷地造成及び擁壁改修等の工事を行うことといたしております。

以上が令和5年度当初予算の概要であります。

次に、予算書の歳入歳出予算事項別明細書により御説明させていただきます。

8ページから19ページまでは歳入予算について、20ページから29ページまでは歳出予算について費目別にお示ししております。

22ページをお願いいたします。歳出、第3款消防費であります。常備消防費の予算額は55億1,910万6,000円で、前年度と比較いたしまして5,343万5,000円の増であります。

26ページをお願いいたします。消防施設費の予算額は3億2,600万円で、前年度と比較いたしまして2億9,200万円の減であります。詳細につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりであります。

30ページをお願いいたします。給与費明細書につきましては、このページから43ページまで掲載いたしております。

44ページ及び45ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。令和4年度末現在高見込額は45億4,052万3,000円であります。表の右にあります令和5年度中増減見込額を加えて、令和5年度末現在高見込額は42億1,118万

6,000円となります。

以上で令和5年度福山地区消防組合一般会計予算の御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第3号 福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第6 議第3号福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。議第3号福山地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、福山市において備後圏都市計画事業、水呑三新田土地区画整理事業に係る換地処分による町名変更及び福山北産業団地第2期事業による町の区域の設定に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、福山市において本年1月28日に水呑町三新田一丁目及び水呑

町三新田二丁目の町が設定されたため、南消防署の管轄区域に加え、福山市加茂町下加茂の一部、駅家町服部永谷の一部及び駅家町法成寺の一部が本年4月1日から北匠町に区域設定されるため、同町を芦品消防署の管轄区域に加えることとし、別表を改めるものであります。

なお、そのほか規定の整理をするものです。

次に、施行期日等についてであります。

南消防署の項については公布の日から、芦品消防署の項については2023年、令和5年4月1日から施行することといたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第4号 福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第7 議第4号福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼します。議第4号福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

2023年、令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律に基づき、次の議第5号の福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に併せて、情報公開制度と個人情報保護制度の一元的な運用とするために、福山地区消防組合情報公開運営審議会と福山地区消防組合個人情報保護審議会を統合し、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定しようとするものです。

次に、制定内容ですが、福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会に関する取扱いについては、福山市情報公開・個人情報保護審議会条例の規定を準用することとしております。準用する概要につきましては、福山地区消防組合情報公開条例及び福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例により定められた事項について審議等を行うこと、特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること、また審議会の組織、運営に関することについてなどを規定するとともに、福山地区消防組合が準用する福山市情報公開条例の審議会に係る規定について整理するものです。

なお、この条例の施行期日につきましては2023年、令和5年4月1日からとしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第5号 福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定

について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第8 議第5号福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第5号福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

議案説明資料を御覧ください。

まず、制定理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、2023年、令和5年4月1日から地方公共団体もその適用対象とされることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

次に、制定内容ですが、法律で要請されたもの及び許容されたものについて条例化を図ること及びこれまで福山市の個人情報保護条例を準用し運用していた経緯から、このたびの本条例の制定につきましても福山市の条例との整合性を図った内容といたしております。

(1) 条例要配慮個人情報として、性的指向及び性自認を内容とする記述等を第3条に定めております。

(2) から(4) までの第4条から第12条につきましては、現行の福山地区消防組合個人情報保護条例の水準を保つため制定するもので、第4条は、開示請求に係る手数料を無料とすることについて、第5条から第6条は、開示決定等の期限について原則15日以内とすることと、その延長可能期限については、原則15日以内とすることについて、第7条から第12条は、訂正等請求についての手続及び期限を規定することと、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限らず、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正及び利用停止の請求の対象とすること等を規定するものです。

(5) 福山地区消防組合情報公開・個人情報保護審議会への諮問事項として、本条例の改廃等の際に意見を聞くこと等についてを第13条に規定するものです。

(6) 開示決定等に対する審査請求に係る審査会の設置等についてを第14条から第20条に規定するものです。

(7) 個人情報保護制度の運営状況の報告及び公表についてを第21条に規定するものです。

次に、施行期日は2023年、令和5年4月1日とし、現行の福山地区消防組合個人情報保護条例は廃止することとしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第6号 福山地区消防組合職員定数条例の一部改正について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第9 議第6号福山地区消防組合職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 失礼いたします。議第6号福山地区消防組合職員定数条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、福山地区消防組合職員の定年等に関する条例において準用する福山市職員の定年等に関する条例の一部改正により、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、採用人数の平準化による優秀な人材の確保、新規学卒者における均等な就職機会の確保等を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、「552人」を「590人」に改めるものです。

なお、この条例の施行期日につきましては2023年、令和5年4月1日からといたし

ております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第7号 行政不服審査会に関する事務の事務委託に関する規約の変更 の協議について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第10 議第7号行政不服審査会に関する事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長（曾根康太） 議第7号行政不服審査会に関する事務の事務委託に関する規約の変更の協議について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、個人情報の保護に関する法律の一部改正により地方公共団体がその適用対象とされることに伴い、規約の変更に関し福山市と協議することについてであります。

次に、改正内容ですが、福山地区消防組合が福山市に委託する行政不服審査会に関する事務の範囲について、表に掲げていますとおり、「福山地区消防組合個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

次に、施行期日につきましては2023年、令和5年4月1日からといたしております。どうぞよろしく申し上げます。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第8号 福山地区消防組合監査委員の選任の同意について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第11 議第8号福山地区消防組合監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、安友正章議員の退席を求めます。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（枝広直幹） ただいま御上程になりました福山地区消防組合監査委員の選任の同意について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第196条及び福山地区消防組合同規約第10条の規定に基づき、組合議会議員のうちから選任いたします監査委員に安友正章さんを選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

安友正章さんは、府中市上下町に居住され、2018年、平成30年5月に府中市議会議員に当選されて以来、広報広聴委員会委員長、建設産業委員会副委員長を歴任され、現在は府中市議会副議長として活躍されております。また、昨年12月には本消防組合議会

議員に当選されており、行財政にも明るく、本消防組合の監査委員として適任であると考えられるものであります。何とぞ御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、安友正章議員から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

6番（安友正章） 失礼いたします。ただいま福山地区消防組合の監査委員に選任をいただきました府中市議会議員安友正章でございます。誠にありがとうございます。

誠心誠意、誠実に監査委員の責務を全うしてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いたします。

日程第12 発第1号 福山地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定 について

議長（熊谷寿人） 次に、日程第12 発第1号福山地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

20番、早川佳行議員。

20番（早川佳行） ただいま上程されました発第1号福山地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

現在の個人情報保護制度は、取り扱う主体によって異なる法令に基づいて運用されてお

り、福山地区消防組合議会においても福山地区消防組合が制定した個人情報保護条例の実施機関として個人情報の適正な取扱いに努めているところであります。

2021年、令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、福山地区消防組合でも本年4月1日からこの法律の適用対象となります。このため、本日の3月定例組合議会において福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、現在の福山地区消防組合個人情報保護条例は廃止することとなりました。しかし、議会は、この法律の適用対象から除かれていますので、福山地区消防組合議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、これまでと同様に個人の権利、利益を保護するため、本条例について発議するものであります。

本条例は、改正後の個人情報の保護に関する法律に沿った規定とするとともに、福山地区消防組合と福山地区消防組合議会とで手続や取扱いに差異が生じないように、福山地区消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に合わせたものとしています。

この条例の施行期日は4月1日としています。何とぞ全会一致で御可決いただきますようお願いいたしまして提案理由の説明とさせていただきます。

議長（熊谷寿人） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷寿人） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（熊谷寿人） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷寿人） 以上で本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第1回福山地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 熊谷 寿人

福山地区消防組合議会議員 福田 勉

福山地区消防組合議会議員 連石 武則